

令和7年度

高等学校等奨学給付金の申し込みを希望する方へ

愛知県高等学校等奨学給付金 申請案内
(愛知県立高等学校用)

愛知県教育委員会

お問い合わせは、各県立高等学校事務室までお願いいたします

● 高等学校等奨学給付金とは？

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、**低所得世帯等を対象に返済不要な給付金を支給する制度**です。

【就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金（県の奨学金）の違い】

- ・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
 - ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者が申請し、返済は不要です。
 - ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
- 奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができ、就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
- ※愛知県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。奨学給付金を申請する前に必ず実施団体へご確認ください。

● 愛知県の給付金を受給することができる方

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

【保護者等】とは、7月1日時点の生徒の親権者などで、高等学校等就学支援金を申請する際に所得確認の対象となる方（所得確認書類を提出する方）のことをいいます。生徒に両親がいる場合は、父母の両方が保護者等となります。（保護者等の確認は、生徒が在学する高等学校等へ提出した就学支援金の受給資格申請書等により各学校において行います）

- 1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。**
 - ① 平成26年度以降に高等学校等（愛知県外の学校を含む）の1年生（1年次）に入学した方
 - ② 就学支援金（または学び直し支援金）の受給資格を有する方
 - * 7月時点で就学支援金または学び直し支援金のどちらの受給資格もない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。

◇ 申請時点で休学中の方や、単位制の学校で学習中断中の方は、11月末までに復学し給付金を申請した場合は給付を受けられます。
- 2 保護者等の条件…①②全てに当てはまる必要があります**
 - ① 7月1日の時点で、次のいずれかに当てはまる方
 - ・生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助」を受給している*
 - ・保護者等全員の令和7年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）である
 - ・専攻科に通う生徒の保護者等全員の令和7年度の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である
 - ・専攻科に通う生徒の保護者等全員の令和7年度の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上である
 - *生活保護受給中の方は、申請する前に社会福祉事務所へ生業扶助を受給しているかどうかを確認するとともに、給付金を申請することを相談してください（別紙「高等学校等奨学給付金の申請を希望する生活保護受給世帯の方へ」を持参してください）
 - ② 7月1日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*
 - *保護者等全員、または生徒と同居する（生計を同じくする）保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。
 - *愛知県外に住民票がある保護者がいる場合でも、生徒と同居する保護者の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。在学する学校へ相談してください。

次に当てはまる場合は、給付金を受けることができません！

- ◇ 7月時点で就学支援金又は学び直し支援金の受給資格者ではない方
- ◇ 7月1日時点で生徒が次のいずれかに該当する場合
 - ・退学し、どこかの学校にも在学していない方
 - ・平成26年度以降に1年生として入学（転学・再入学を含む）していない方
 - ・特別支援学校の高等部在学する方
- ◇ 7月1日より後に生じた理由で、保護者が非課税になった場合（失職・死亡・離婚など）
- ◇ 他の都道府県の奨学給付金を受給している場合
- ◇ 保護者等全員分の所得証明書類を提出することができない場合（前年または当年に日本国外にお住まいの方は、所得証明書類が発行されない場合があります。市町村役場の窓口で確認してください。）
- ◇ 生徒が児童養護施設等に入所中であるか、里親の養育を受けており、生徒又は保護者等が児童福祉法の措置費のうち「見学旅行費」または「特別育成費」を支給されている場合（母子生活支援施設に入所中の方はこれらの措置費を支給されていても給付金を受けられます。）

● 申請方法等

- 1 申請者**

生徒の保護者等（就学支援金の所得確認書類を提出した方）のうち、1名。

◇両親が保護者であり、別居している場合は、生徒と同居する保護者が申請してください。

◇就学支援金の書類を提出してから7月1日までの間に、離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、在学する学校へお問い合わせください。
- 2 提出先**

就学支援金の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

◇兄弟で別々の学校に在学する場合でも、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。
- 3 申請期限**

各学校が指定する日まで。
- 4 支給の方法**

学校から申請者へ支給します。支給は年1回、全額を支給します（支給時期は、別途学校からお知らせします）。口座振替の場合は、申請者名義の口座に支給します。

5 申請書類・年間支給額

どの申請区分に当てはまるか、事前にフローチャートで生徒毎に確認してください。

◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。

◇給付額は、7月1日時点で生徒が在学する学校のうち、就学支援金を申請した学校が基準となります。

(1) 基準額1を申請できる方…生徒の世帯が7月1日時点で生活保護費のうち「生業扶助」を受給している場合

● 提出書類

① 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1の2）

② 生活保護受給証明書*（原本、コピー不可）

令和7年7月以降に発行されたもので、7月1日時点で、生活保護費のうち、「生業扶助」を受給していることが証明されているもの。

*「生業扶助」を受給していても、②の証明書に「生業扶助を受給していること」が書かれていない場合は、発行元で記載をしてもらうようにしてください。

*証明書に生徒と保護者等両方の氏名が書かれていない場合は、生徒・保護者等全員分の証明書を提出するか、「世帯全員の住民票」や「休日・夜間等受診証のコピー（両面）」などの、生徒と保護者等が同一世帯であることが確認できる書類と一緒に提出してください。

*課税証明書（非課税証明書）は提出しないでください。

● 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制・通信制課程 32,300円

(2) 基準額2を申請できる方…保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

（生業扶助を受給する世帯を除く）

● 提出書類

① 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1の2）

② 保護者等全員の令和7年度（令和6年所得）分の課税証明書原本

*給付金申請年度に就学支援金を申請した方（申請時に生活保護受給証明書を提出した方を除く）は、①申請書の同意欄にチェックをすることで②の証明書の提出が不要になります。ただし、保護者の一人が控除対象配偶者で、就学支援金申請時に課税証明書等を提出していない方は、課税証明書を提出してください。

*申請年度に就学支援金を申請していない方や、生業扶助を受けていない生活保護世帯で就学支援金申請時に生活保護受給証明書を提出した方、確認に同意しない方は、②と一緒に提出してください。

● 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制課程 143,700円 通信制課程・専攻科 50,500円

(3) 基準額3を申請できる方

…保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯（(1)及び(2)に該当する世帯を除く）

● 提出書類

① 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1の2）

② 保護者等全員の令和7年度（令和6年所得）分の課税証明書原本

*給付金申請年度に就学支援金を申請した方（申請時に生活保護受給証明書を提出した方を除く）は、①申請書の同意欄にチェックをすることで②の証明書の提出が不要になります。ただし、保護者の一人が控除対象配偶者で、就学支援金申請時に課税証明書等を提出していない方は、課税証明書を提出してください。

*申請年度に就学支援金を申請していない方や、生業扶助を受けていない生活保護世帯で就学支援金申請時に生活保護受給証明書を提出した方、確認に同意しない方は、②と一緒に提出してください。

● 生徒一人あたりの年間支給額 専攻科 10,100円

(4) 基準額4を申請できる方

…保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上である世帯
（(1)から(3)に該当する世帯を除く）

● 提出書類

① 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1の2）

② 保護者等全員の令和7年度（令和6年所得）分の課税証明書原本

*給付金申請年度に就学支援金を申請した方（申請時に生活保護受給証明書を提出した方を除く）は、①申請書の同意欄にチェックをすることで②の証明書の提出が不要になります。ただし、保護者の一人が控除対象配偶者で、就学支援金申請時に課税証明書等を提出していない方は、課税証明書を提出してください。

*申請年度に就学支援金を申請していない方や、生業扶助を受けていない生活保護世帯で就学支援金申請時に生活保護受給証明書を提出した方、確認に同意しない方は、②と一緒に提出してください。

③ 扶養親族証明書（様式第18）

④ ②に反映されない新たに生まれた子等がいる場合、証明書類（出生証明書等）

● 生徒一人あたりの年間支給額 専攻科 10,100円

6 注意事項

- ◇ 生活保護の生業扶助を受給している場合は「(1)基準額1」を申請してください。生業扶助を受給する方が、給付金申請時に申告せず「(1)基準額1」以外を受給した場合は、返還をしていただきますので注意してください。
- ◇ 保護者等が海外に在住していたため保護者等全員の証明書を提出できない場合は、給付金を受けることはできません。
- ◇ 支給された給付金は、生徒の教育費として計画的に活用してください（生業扶助を受給している方は、修学旅行積立金などの生業扶助で措置されない教育費として活用してください）。

■お問合せ:在学する愛知県立高等学校までお問合わせください。

高等学校等奨学給付金の申請を希望する生活保護受給世帯の方へ

愛知県教育委員会高等学校教育課

令和7年7月1日時点で、高等学校等奨学給付金（奨学給付金）の申請を希望する生徒の世帯が生活保護を受給している場合は、必ず社会福祉事務所などへ「生業扶助」を受給しているかどうかを確認してください。

また、生業扶助を受給していない場合でも、社会福祉事務所などへ奨学給付金を申請することを相談してください。

※ 社会福祉事務所などへ相談される際は、この書類を持参してください。

1 7月1日時点で「生業扶助」を受給している場合

奨学給付金の「(1) 基準額1」を受給することができます。（基準額2は受給できません。）

申請書と一緒に、

『生徒と保護者が「生業扶助を受給中である」ことが確認できる、7月1日以降に発行された生活保護受給証明書』を提出してください。

※ 社会福祉事務所の方へ

奨学給付金の支給対象者を決定するにあたり、7月1日時点の生業扶助の受給状況を確認する必要があります。申請者の世帯が生業扶助を受給しており、貴事務所で発行される生活保護受給証明書の様式において「生業扶助」の受給の有無が表示されない場合は、お手数ですが貴職にて付記をしていただくようお願いします。

また、証明書が世帯単位ではなく個人単位で発行される場合は、生徒及びその親権者（親権者が両親の場合は、両親とも）の証明書を発行してください。

2 7月1日時点で「生業扶助」を受給していない場合

奨学給付金の「(2) 基準額2」を申請することができます。

就学支援金の手続きの際に生活保護受給証明書を提出された場合は、課税証明書や市町村民税の納税通知書などの市町村民税所得割が確認できる書類（保護者全員分）を提出してください。

高等学校等奨学給付金の申請を希望する家計急変世帯の方へ

愛知県教育委員会高等学校教育課

特例措置として、家計急変により収入が減少し、基準額2から4の支給基準に相当すると認められる世帯の保護者は給付金の対象となる場合があります。令和7年7月1日時点で、高等学校等奨学給付金（奨学給付金）の申請を希望する生徒の世帯が家計急変世帯として申請をする場合の申請条件及び添付書類は以下のとおりです。

ただし、申請年度の課税証明書を所得した結果、県民税・市町村民税所得割が基準額2から4の支給基準内であった場合は、通常申請としてください。

1 申請要件

- ① 就学支援金の受給資格があること
- ② 保護者等が愛知県内に在住していること
- ③ 保護者等全員の申請年度の収入基準が県民税所得割及び市町村民税所得割額が基準額2から4の支給基準額相当と認められる世帯であること

例）4人世帯（父・母・生徒本人・兄）

令和7年度課税証明書を取得したところ、父の扶養に本人及び兄が入っており、母は扶養に入っておらず単身世帯で、父・母ともに非課税ではなく、通常申請では対象外となる場合、父の年収見込額が2,216,000円未満（上記表の3人世帯の額）及び母の年収見込額が1,000,000円未満（上記表の単身世帯の額）であれば、父・母ともに非課税相当とし、支給対象とする。

【参考】	
収入基準（年収見込）	
寡婦又は寡夫世帯	2,042,857円未満
単身世帯	1,000,000円未満
2人世帯	1,700,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

2 添付書類

・家計急変事由を証明する書類

- ① 保護者等が会社勤務の場合（自己の責めに帰することのできない理由による離職等）
……診断書、離職票、退職証明書 等
- ② 保護者等が法人・個人事業主の場合（負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業した場合（その後90日以上就労困難）等）
……診断書、廃業届、破産手続開始決定通知書 等
- ③ ①、②以外の場合で、自己の責めに帰することができない場合（被災による就労困難等）
……診断書、罹災証明書 等

・家計急変前の収入を証明する書類……申請年度の課税証明書

・家計急変後の収入を証明する書類

例 会社作成の給与見込証明書等（会社勤務の場合）

※上記証明書類が提出できない場合に限り、令和7年1月から申請月までの給与明細

税理士、公認会計士又は商工会作成の年収見込証明書類等（法人・個人事業主の場合）

※上記証明書類が提出できない場合に限り、令和7年1月から申請月までの帳簿

高等学校等奨就学支援金の申請にマイナンバーを提出した方へ

愛知県教育委員会高等学校教育課

就学支援金申請時に所得証明書類として提出したものがマイナンバーのみの場合、奨学給付金の申請に利用することができません。別途、課税証明書等を添付してください。

ただし、マイナンバーではなく、従来どおり課税証明書等を所得証明書類として提出している場合は、奨学給付金申請時に利用が可能です。

